

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年3月24日(金)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 9件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

## その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
事務局長ほか2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度3月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、15番太田忠治委員、16番大木清委員を指  
名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きますして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。なお、番号9番については、ほかの事  
案と分けて審議、採決します。最初に1番から8番までを審議、採決しま  
す。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号4番と6番から8番までは所有権移転に関する件、番  
号1番から3番までと5番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番までを議案書をもとに朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 3 番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

番号2番、3番、5番について、譲受人は番号1番と同一人です。譲受人は意欲的に営農をしております所有農機具状況等からも問題ないと思われ  
ます。

番号4番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

1 4 番 　番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

2 1 番 　番号7番と8番について、互いの農地を交換し効率を図るもので両者と  
も意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番  
から8番までの質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、採決に入ります。番号1番から8番までについ  
て原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

を議題といたします。番号9番については営農型発電設備事業者と土地所有者が異なるため農地法第5条の許可日と合わせて農地法第3条の許可をする旨決議するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号9番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号9番を議案書をもとに朗読】

番号9番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

25番 番号9番について、申請地に営農型の発電設備を計画しています。譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われれます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号9番に質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。番号9番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、専用住宅を現況畑200㎡に建設する計画です。農地の区

分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 3 番 　番号1番について、申請者は現在両親と同居していますが、結婚を契機に専用住宅を計画するものです。  
申請地は、住宅地に囲まれており周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、9件でございます。

**【議案第3号、番号1番から9番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番と2番は、太陽光発電設備用地として現況畑計1655㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番と4番は、店舗及び駐車場用地として現況畑計1955㎡を借受けに計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、営農型発電設備用地として現況畑832㎡の内0.64㎡を借受け計画するため一時転用するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、専用住宅用地として現況畑計110㎡を父より借受けに計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、専用住宅用地として現況畑462㎡の内250㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、建売分譲住宅用地として現況畑462㎡の内212㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番は、専用住宅及び車庫用地として現況畑495㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長       ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2 番       番号1番と2番について、申請地に太陽光発電設備を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5 番       番号3番と4番について、申請地に店舗及び駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 5 番      番号5番について、営農型の太陽光発電設備を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 4 番      番号6番について、申請者は現在両親と同居していますが子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 番       番号7番について、申請者は現在両親と同居していますが手狭なため専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号8番について、建売分譲住宅として計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

8 番 番号9番について、申請人は両親と同居していますが、子供も成長に伴い手狭となったため専用住宅及び車庫を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田4筆、畑8筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に17番及川誠委員、27番熊切清委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に17番及川誠委員、27番熊切清委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号、「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農政委員長から報告をお願いいたします。

#### 【農政委員長の報告】

農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月20日午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。

匝瑳市においては、昨年と作業形態の変更がない点、作業料金について苦情などが少ない点、近隣の旭市との差額が少ないことなどの点から昨年度と同様の作業料金で問題ないとの結論となりました。

なお、懸案事項となっていました、畑耕起については新規項目として追加をしましたので報告します。

併せて、農機具のリース料金について事務局へ問い合わせがあるとのことでしたので、リース料金について検討しましたが農政委員会の委員の中では同様な問い合わせを受けていないことから、今後実態について調査することとし、今回は見合わせとしました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いしま



す。

議 長 農政委員長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。  
議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。  
議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 9件  
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について

- 1 件
- 議案第 5 号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案)について (別冊)
- 議案第 7 号 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて (別冊)

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 2 6 年 3 月 2 4 日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。